

出願人は USPTO のファストトラック審判パイロットプログラム (Fast-Track Appeals Pilot Program) を考慮すべき

筆者：マイケル・アダムズ (Michael J. Adams, Ph.D.) &
ジェフリー・バーグマン (Jeffrey S. Bergman, 弊所マネージングパートナー)

最近の弊所ニュースレターにおいて、USPTO のファストトラック審判パイロットプログラム (Fast-Track Appeals Pilot Program) の基本手続、利点及び費用等についてご紹介しました¹。本パイロットプログラムは、最終拒絶を受けた出願の審判段階の平均審理期間を短縮するために設計されたものです。通常又は従来の審判請求において、出願人は、特許審判部 (Patent Trial and Appeals Board, “PTAB”) に対し審判請求を行ってから審決を受けるまで1年~2年待つこともあり得ます。本パイロットプログラムが発表された当初から、USPTO は、本パイロットプログラムの適用が認められた出願の審判請求の審理期間を6カ月以内に短縮することを目標としています。

本パイロットプログラムの適用を受けるために、出願人はまず、通常通り、査定系審判請求 (*ex parte appeal*) を提出することが必要です。これは、審判請求書 (*notice of appeal*)、審判理由書 (*appeal brief*)、及び審判請求手数料、並びに必要な期間延長の提出/納付を含みます。PTAB が出願の審判請求を受理すると、PTAB は、審判番号通知 (*appeal docketing notice*) を送達します。出願人は次に、本ファストトラック審判パイロットプログラム (Fast-Track Appeals Pilot Program) の申請を、\$ 420 の申請手数料の納付と共に提出します。申請がレビューされ、審判請求の「ファストトラック」(審理促進) が認められるかは2~3日以内

¹ <https://www.obwbip.com/newsletter/uspto-fasttrack-appeals-pilot-program>

に判断されます。申請が認められた場合、PTAB は案件の審理を効率的に開始し、審判請求に対しより迅速な審決を発行します。

意義深いことに、USPTO は本パイロットプログラムの統計データを集計し続けています（統計データは <https://www.uspto.gov/patents/ptab/fast-track-appeals-pilot-program> より確認できます）。本パイロットプログラムが 2020 年 7 月に開始してから、事件の審決に至るまでの平均審理期間が著しく 2.9 ヶ月まで短縮されました。このような驚くべき実績にもかかわらず、意外なことに、本パイロットプログラムはそれほど利用されていません。今年の第一四半期（1 月 1 日～3 月 31 日）の申請件数の上限である 125 件のうち、今のところ、本パイロットプログラムに申請し成功した件数が僅か 12 件で、却下された件数が 1 件だけでした。なぜ出願人はもっと本パイロットプログラムを利用しないかその理由ははっきりと分かりません。比較的に低コストで審判請求の審理を著しく促進できるこのオプションについて出願人は断然に考慮すべきです。

本ファストトラック審判パイロットプログラムについて更に詳しい情報は、<https://www.uspto.gov/patents/ptab/fast-track-appeals-pilot-program> をご参照ください。